

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、公正で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ確に対応できる経営体制の確立を重要な経営課題の一つと考えております。コンプライアンス、ディスクロージャー(情報開示)及びリスクマネジメントにつきましては、経営陣のみならず、全社員が認識し実践することが重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社はコーポレートガバナンス・コードの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
内藤 裕紀	5,390,000	37.50
楽天株式会社	2,766,000	19.24
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	386,400	2.68
廣瀬敏正	336,800	2.34
株式会社SBI証券	277,800	1.93
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	233,200	1.62
DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE YOHEI INOUE (常任代理人 大和証券株式会社)	195,000	1.35
BACLAYS BANK PLC A/C CLIENT SEGREGATED A/C PB CAYMAN CLIENTS (常任代理人 バークレイズ証券株式会社)	195,000	1.35
日本証券金融株式会社	170,900	1.18
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	150,700	1.04

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石川 智哉	他の会社の出身者							○				
南 敬三	公認会計士											
青木 理恵	公認会計士											
村田 雅夫	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川 智哉			楽天株式会社執行役員を兼任しております。楽天株式会社は、当社の発行済株式の総数の10分の1以上の数を保有する株主です。	コンサルティング業界及びIT業界における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対する適切な助言及び意見をいただけるものと判断したため、社外取締役として選任をいたしました。

南 敬三	○	○	——	公認会計士としての豊富な経験と専門知識に基づき、客観的かつ公正な立場から適切な監査をしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準及び開示加重要件のいずれにも抵触しておらず、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
青木 理恵	○		——	公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、客観的な立場から適切な監査をしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。
村田 雅夫	○		——	弁護士としての豊富な経験と専門知識に基づき、客観的かつ公正な立場から適切な監査をしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部門との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、内部監査部門、会計監査人は、必要に応じて会合を実施し、内部統制に関する報告、意見交換を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与の必要性は、高くないと判断しております。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員区分ごとの報酬等の総額を、有価証券報告書及び事業報告にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役のサポート体制】

当社では、社外取締役(監査等委員含む)のサポートは経理部において行っております。社外取締役(監査等委員含む)へは、取締役会の議事が効率的にすすめられるよう付議事項等について、事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a) 取締役会

取締役会は、7名の取締役(取締役7名、うち監査等委員である取締役3名、社外取締役4名)で構成され、原則月1回の定時取締役会を開催し、重要な事項はすべて付議し、業績の状況とその対策及び中期的な経営課題への対処についても検討いたします。迅速な意思決定が必要な課題が生じた場合には、随時取締役会を開催し、十分な議論のうえで経営上の意思決定を行います。

(b) 監査等委員会

監査等委員会は、独立性の高い社外取締役3名で構成されており、うち2名は財務・会計の専門的な知見を有しております。監査等委員会は、原則として月1回開催し、必要事項を協議するほか、情報の共有化を図ってまいります。

(c) 経営会議

会社の業務遂行に関する重要事項について、取締役会の他に個別経営課題の審議の場として、取締役(監査等委員であるものを除く。)により構成する経営会議を随時開催しております。ここでは、情報の共有化を図ることにより業績の向上とリスクの未然防止を図っております。

(d) 会計監査人

有限責任監査法人トーマツとは、監査契約を締結しております。有限責任監査法人トーマツからは、独立監査人としての立場から、財務諸表等に対する会計監査を受けるとともに、内部統制及び重要な会計的課題に対しての指導を受けております。当期における、業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名(敬称略)

指定有限責任社員・業務執行社員 羽鳥 良彰

指定有限責任社員・業務執行社員 倉本 和芳

継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 3名

会計士補等 3名

その他の補助者 3名

なお、当社は資本金の額が5億円以上であることから、会社法上の大会社に該当するため、会計監査人を設置しており、有限責任監査法人トーマツが会計監査人として選任されております。

(e) 内部監査、監査等委員会及び会計監査の状況

内部監査担当者が監査を計画的に実施しており、監査結果を代表取締役へ報告しております。被監査部門に対しては、監査結果の報告に対し、改善事項の指摘及び指導を行うとともに改善の進捗状況を報告させることにより実効性の高い監査を実施しております。

また、監査等委員が、会計監査人及び内部監査室1名と定期的及び随時会合を行い、監査計画、監査結果等に関して意見交換を行う等の連携を図ることにより監査機能を強化してまいります。そのため、専門的な知識・経験や情報による助言機能及び客観的な立場による監督機能について行使が期待できる体制であり、十分なガバナンス体制が構築されていると考えております。

(f) 内部監査、監査等委員会及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査等委員会と内部監査室は、定期的に会合し監査等委員会監査の結果と内部監査室の内部監査の結果を相互に共有いたします。また、それらは代表取締役に報告され、改善に取組む事項がある場合は、内部監査室が各部門に改善を指示し、改善に取組む仕組みを構築しております。監査等委員会、内部監査室、代表取締役は、会計監査人より定期的に監査の概要について報告を受けることとしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役会における議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に関わることにより取締役会の監督機能の強化を図ることで、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。また、定款の定めにより取締役会の決議において重要な業務執行(会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することが可能となったことから、迅速かつ的確な経営及び執行判断が可能となっております。また、監査等委員である取締役3名は皆、社外取締役であり、独立性が高く、うち2名は公認会計士であり財務会計に関する専門的な知見を有する社外取締役であり、1名は弁護士として法律に関する専門的な知識を有する者であります。さらに、取締役(監査等委員であるものを除く。)1名は、社外取締役であり、豊富な実務の知見から取締役会などの意思決定において客観的な監督機能を果

たす者であります。この結果、当社の取締役の過半数は社外取締役となっており、取締役会が実効的な監督機能を果たすことが可能な体制となっております。従いまして、それぞれの経験、知識等に基づき、コーポレート・ガバナンスの視点の上での監視・監督・監査機能の専門性、客観性及び独立性は十分担保されているものと考えており、現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第16期定時株主総会開催日：2017年6月23日

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期に1回、決算説明会を開催し、代表者による業績及び見通しの説明並びに質疑応答を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに決算短信、決算説明会資料、四半期報告書、有価証券報告書及び適時開示資料等のIR情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、経理部です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営の透明性・客観性を確保するため、定期的な決算説明会の開催、並びに当社ホームページ上に決算短信、決算説明会資料、四半期報告書、有価証券報告書及び適時開示資料等の掲載等を行い、適時かつ公平なディスクロージャーに努めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 法令等の遵守に関する基本方針として、当社及び子会社に適用される「コンプライアンス行動規範」を定め、当社及び子会社の取締役及び使用人に周知する。当社及び子会社の取締役は、当該規範に従い、善良なる管理者の注意をもって、忠実にその職務を執行する。
 - (2) 法令等の遵守を実現するために、「コンプライアンス規程」及び具体的な手引書となる「コンプライアンス・マニュアル」を定め、当社及び子会社の取締役及び使用人に周知する。
 - (3) コンプライアンス体制の監視及び改善等を目的とし、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を、当社の取締役会の下部組織として設置する。当社及び子会社のコンプライアンス体制構築の遂行状況については、定期的に当社のコンプライアンス委員会及び当社の取締役会に報告する。
 - (4) 当社及び子会社の取締役及び使用人を対象とした内部通報制度を整備する。通報者に対する不利益な取扱いの禁止を「内部通報規程」等で定めてルール化する。
 - (5) 他の業務部門から独立した当社の内部監査室による内部監査を当社及び子会社において実施し、結果を当社に報告するとともに、その改善を促すことにより、当社及び子会社のコンプライアンス体制の適正を確保する。
 - (6) 当社及び子会社における協力の推進、並びに業務の整合性の確保及び効率的な遂行を図るため、「関係会社管理規程」を定める。
2. 当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社の取締役会の手続及び権限範囲等を「取締役会規程」で明確にし、定期的に開催される取締役会で、当社の取締役の職務の状況を報告する。
 - (2) 当社の取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織の業務分掌を明確にする「業務分掌規程」、及び使用人の職務執行における責任権限を明確にする「職務権限規程」を定める。
 - (3) 経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」等に基づき、当社の取締役会において当社グループの中期経営計画を策定する。当社グループの中期経営計画の進捗状況及び推進結果は、定期的に、当社の取締役会に報告するものとする。また、原則として事業年度毎に1回、当社の取締役会において中期経営計画のローリング（終期の更新と内容の見直し）を行う。
 - (4) 当社は当社の経営方針を子会社に周知し、法令等に抵触しない範囲内で子会社の業務運営に反映させるとともに、子会社の業務運営状況を把握する。
3. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役の職務執行に係る情報は、「文書管理規程」及び「情報管理規程」によって保存責任部署及び保存期限を定め、適正に保存及び管理する。また、情報の保存及び管理の適正を内部監査室による監査等により確認する。
 - (2) 「情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」を定め、当社の情報資産を適切に管理し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は事故や故障、若しくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。
4. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 「グループリスク管理基本方針」を定め、当社及び子会社のリスクを統括的に管理する体制を整備する。
 - (2) 当社及び子会社の損失発生の防止と最小化を図ることを目的とする「リスク管理規程」に基づき、当社にリスク統括委員会を設け、当社及び子会社の取締役からの報告を受けて、リスクの回避、軽減等の必要な措置を講じる。
 - (3) 当社及び子会社の損失の危険管理の基本方針及び基本的事項を定めた「グループ危機対応方針」、並びに、危機に対する適正かつ迅速な対応及び再発防止策の策定方法を定めた「危機管理規程」に基づき、危機対応体制を整備する。
5. その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社及び子会社の基本理念、経営姿勢を示した「グループ経営方針」を定め、その周知を図る。
 - (2) 子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対し、当社への定期的な事業計画や実績の報告を求めるとともに子会社において経営上重要な事項を決定する場合に、当社への事前協議を求める。
 - (3) 当社及び子会社における緊密な情報連携のため、当社及び子会社の取締役で構成するグループ経営会議を定期的に開催し、情報の共有を図る。
6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会の要請があった場合、速やかに、監査等委員会の職務の補助を行うための適切な人員配置を行い、監査等委員会の指示による調査の権限を認める。
 - (2) 監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助する使用人の人事評価・異動等に関し、意見を述べることができ、取締役はこれを尊重する。
 - (3) 監査等委員会の補助を行う使用人は、監査等委員会の指示命令に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの指示命令を受けないものとする。
7. 当社の監査等委員会への報告に関する体制、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 当社の監査等委員は、当社の取締役会のほか経営上重要な会議に出席し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
 - (2) 当社の監査等委員は、重要な会議に付議されない重要な起案書及び報告書等を閲覧し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対し、必要に応じ内容の説明を求めることができる。
 - (3) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、当社又は子会社の取締役の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、監査のため求められた事項を、遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。
 - (4) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が、監査等委員会に報告を行ったことを理由とした不利益な処遇は、一切行わないものとする。
8. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は監査等委員と定期的な会合をもち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査の環境整備等について意見を交換する。
 - (2) 内部監査室は、監査等委員と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。
 - (3) 稟議書、契約書、帳簿等の文書その他監査等委員会が監査に必要と判断した資料・情報に、監査等委員会が選定する監査等委員が容易にアクセスできる体制を整備する。
 - (4) 当社の監査等委員がその職務の執行について、当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要なものと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼし、経済活動にも障害となる反社会的勢力との一切の関係を遮断することを、「コンプライアンス行動規範」及び「反社会勢力排除規程」に明記し、反社会的勢力並びに団体による不当な要求には断固とした態度でこれを拒絶する。
2. 反社会的勢力による不当な要求に対しては、経営管理本部を対応統括部署として、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関との緊密な連携により、事案に応じて関係部門と協議のうえ対応する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

